

「男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業」における
女性の学び支援のための研究協議会の開催 審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された事業計画書等について審査を行い、予算規模の範囲内において、各評価項目の得点合計が高いものから、文部科学省に設置される有識者で構成される審査委員会（以下「審査委員会」という。）での議論を経て、採択案件に決定する。

II 審査方法

申請者から提出される事業計画書及び経費計画書（以下、「計画内容」という。）について、複数の書面審査委員による書類選考を事前に行った上で、選定のための審査委員会を開催し審査を行う。

なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出やヒアリングの対応を求めることがある。

III 評価方法

書類選考に係る評価項目及び評価基準は、次項のとおりとし、評価項目ごとに各書面審査委員が評価した結果の平均を当該提案者の得点とする。

IV 評価項目及び評価基準

【評価項目】

1. 事業の趣旨・目的（各評価項目 5 点× 2 項目 = 1 0 点）

〔評価項目 1－1〕

プログラム等の企画提案が大学等と地域（地方公共団体、産業界等）が連携して女性の学びを通じた社会参画につながるための取組や連携体制構築に貢献するものとなっているか。

〔評価項目 1－2〕

各地域での取組の普及のため、多くの関係機関から参加者を得られるような仕組みをとっているか。

2. 事業で見込まれる成果・効果（各評価項目 5 点× 2 項目 = 1 0 点）

〔評価項目 2－1〕

具体的な目標や成果指標が示されているか。

〔評価項目 2－2〕

他地域における展開について参考となるような要素があるか。

3. 事業の実施内容、実施方法（各評価項目 5 点× 3 項目 = 1 5 点）

〔評価項目 3－1〕

計画されている内容や方法が、目的達成のために妥当かつ有効なものとなっているか。

〔評価項目 3－2〕

優れた効果を上げるための創意工夫がなされているか。

〔評価項目 3－3〕

「女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデルを構築するための実証事業」とプログラムの企画内容がつながりを持って実施されるような内容・手法となっているか。

4. 事業の実施体制、実施計画（各評価項目 5 点× 6 項目＝ 30 点）

〔評価項目 4－1〕

取組の実現に必要な実施体制（マネジメント体制、職員の体制等）の整備計画がなされているか。

〔評価項目 4－2〕

取組を充実させるための実施体制（テーマに沿った機関や団体等との連携）の整備計画がなされているか。

〔評価項目 4－3〕

計画されているスケジュールや実施計画が、この取組の目的の達成のために具体的かつ無理のないものとなっているか。

〔評価項目 4－4〕

妥当な経費が示されているか。

〔評価項目 4－5〕

過去に同様の事業を行った実績があるなど、本テーマについての知見を有する実施組織であるか。

〔評価項目 4－6〕

研究協議会の実施にあたり、会場など障害者が参加しやすくなるための配慮がなされているか。

5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

〔評価項目 5－1〕

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。その評価にあたっては、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝ 0. 5 点
- ・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝ 1 点
- ・ 認定段階 3＝ 2 点
- ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝ 0. 2 点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ

くるみん認定企業)

- ・ 旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置により認定）＝0.5 点
- ・ 新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7 点
- ・ プラチナくるみん認定＝1 点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ ユースエール認定＝1 点

○上記に該当する認定等を有しない＝0 点

【評価基準】

上記評価項目のうち、1～4については、次の評価基準による5段階評価とする。

大変優れている＝5点　優れている＝4点　普通＝3点

不十分な点が見受けられる＝2点　不十分である＝1点